

冬の盛岡を安全・安心に

除雪対策



除雪と排雪の違い

除雪

道路上の雪をかき分け通行スペースを確保する作業

市は、冬の安全な交通の確保を目指し、市道の除雪を実施します。また、バス路線など主要交差点を中心に凍結防止剤を散布します。

市道の総延長は2140kmにも及び、全ての市道の除雪には対応できないため、自宅の前や身近な道路は、町内・近所で協力し合って除雪をお願いします。

【問】除雪対策本部 ☎ 603-8004

【広報】D 1001818

本年度の除雪体制

本年度の除雪の対象は、市道のうち車道である1554.9kmで、これは盛岡市から北九州市間の距離に相当します。歩道は382.1kmです。市は、次の除雪基準や優先順位に基づき除雪をします。
※一部地域で個別に除雪が必要な場合は、担当業者と相談の上隨時対応しています

出動判断と指示の流れ

気象情報提供業務委託先からの最新の気象情報や市内6か所設置の道路状況監視カメラからの路面情報を確認し、16時に出動判断。



※除雪作業時間は降雪状況に応じて変わります

除雪作業の優先順位

バス路線などの幹線道路は6時、他の幹線道路は7時までを完了目標とし、その後、生活道路の作業をします。



市の除雪基準

- 降雪量が10cmを超えたとき
- 路面の吹きだまりが著しいとき
- 車体の底が接触するほどの「わだち」ができるとき



市指定の雪置き場

大量にたまつた雪は、市指定の雪置き場（下記表）に排雪してください。詳しくは、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



- 雪置き場にごみを捨てるのは不法投棄となり、悪質な犯罪です
- 許容量を超えた場合は閉鎖することがあります。閉鎖の情報は市ホームページに掲載します

雪置き場一覧

① 好摩の旧道路敷（好摩跨線橋 西側交差点南西）	⑦ 東仙北二丁目の河川敷（北上川右岸 東仙北二丁目地先）※
② 渋民運動公園の河川敷（野球場外周 北上川合流地点）	⑧ 門の河川敷（北上川左岸 門字番打場地先）
③ 上田字小野松の旧道路敷（鏡音橋南側 四十四田ダム側）	⑨ 三本柳の河川敷（北上川左岸 三本柳15地割地先）※
④ 繁字北ノ浦のダム敷地（栗石川右岸 繁字北ノ浦地内）	⑩ 湯沢西一丁目の駐車場（湯沢西一丁目1番852）
⑤ 上太田字上川原の河川敷（栗石川右岸 上太田上川原地先）	⑪ 手代森の河川敷（北上川左岸 手代森28地割地先）※
⑥ 大沢川原一丁目の河川敷（中津川右岸 大沢川原一丁目地先）※	⑫ 東見前前の河川敷（北上川右岸 東見前2地割地先）

※⑥ 利用は8時から17時まで。10t以上の車両は進入できません。

混雑するので、なるべく他の雪置き場を利用してください

※⑦ 利用は8時から17時まで。一般車両は河川敷沿いの道路を

利用してください。国道4号からは左折するようお願いします

※⑨ 国道396号側から左折して進入するようご協力ください

※⑩ 10t以上の車両は進入できません

- 市内全域で一斉に除雪作業を実施するとき
- 市指定の雪置き場が許容量を超えて閉鎖したとき・利用を再開したとき

広告

面倒な各種手続き 承ります！

ご相談
初回無料！

プロスパーエイド行政書士事務所
行政書士 山本康典 営業／平日 9:30～17:30

TEL.019-613-3536
TEL.020-0022 盛岡市大通3丁目6-12 開運橋センタービル3階

相続・遺産分割協議書作成／車庫証明・名義変更
自賠責保険への被害者請求手続（自賠法第16条に基づく請求手続）
補助金申請／産廃収集運搬許可申請

希望される方にはご自宅やお近くの施設等にお伺いすることも可能です！
また、時間外でも事前予約にて承ります！

日本行政書士会連合会登録番号 第25033832号 岩手県行政書士会会員番号 第1432号

除排雪作業に ご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約9億円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

道路へ雪を出すのは厳禁



ご自身で除雪した雪を道路へ出すと、交通の妨げや交通事故の原因になります。道路に雪は出さないでください。

玄関前の雪は各ご家庭で



通勤・通学路の確保や緊急車両の通行確保を優先するため、家の前に残った雪まで手が回りません。除雪機械が通った後は、雪の片付けにご協力をお願いします。

路上駐車の禁止



路上駐車している車があると、除雪機械が前へ進めなくなってしまいます。その結果、作業が大幅に遅れ地域全体の迷惑になります。

深夜・早朝の作業にご理解を



除雪作業は、交通量の少ない深夜・早朝に行う場合が多いため、機械の騒音などが聞こえやすくなることがあります、ご理解をお願いします。

福祉除雪のお知らせ

実施期間：来年3月31日(火)まで

1人暮らしの高齢者や身体障がい者など
の世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、市職員や地域のボランティア団体などが玄関先から道路出入口までの通路を除雪します。

※事前の予約は受け付けていません

市職員による福祉除雪

市職員で編成した除雪隊による福祉除雪を行います。

【申し込み】積雪時に、市除雪対策本部 ☎ 603-8004で電話受け付け。原則、受け付けした翌日以降に作業します



ボランティアによる福祉除雪

市社会福祉協議会が、除雪のボランティアを紹介します。前日からの積雪量20cm以上が紹介の目安です。

【申し込み】積雪時に、市社会福祉協議会 ☎ 651-1000で電話受け付け。受付時間は8時半～16時。活動範囲が限られるので、受け付け後、派遣の可否や費用などを連絡します

除雪の問い合わせ

除雪対策本部の設置期間：12月1日(月)～来年3月31日(火)

- 国道4号・国道46号
国土交通省盛岡西国道路維持出張所 ☎ 687-5888
- 国道106号、282号、396号、455号、県道
盛岡広域振興局土木部道路環境課
☎ 629-6646 (月～金曜の8時半～17時15分)
☎ 629-6521・629-6507 (夜間、土・日曜、祝日)

- 市道（玉山地域を除く）
除雪対策本部 ☎ 603-8004
- 農道（玉山地域を除く）
農政課 ☎ 613-8459
- 林道（玉山地域を除く）
林政課 ☎ 613-8451
- 玉山地域の市道・農道・林道・雪置き場など
玉山総合事務所建設課 ☎ 683-3839
- 雪置き場（玉山地域を除く）
道路管理課 ☎ 613-8543

お問い合わせはホームページから！

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくい場合があります。市ホームページのお問い合わせ専用フォームをご利用ください。



次の場合には、市公式SNSで除雪に関する情報をお知らせします。公式アカウントは、表紙をご覧ください。

- 市内全域で一斉に除雪作業を実施するとき
- 市指定の雪置き場が許容量を超えて閉鎖したとき・利用を再開したとき

広告

面倒な各種手続き 承ります！

ご相談
初回無料！

プロスパーエイド行政書士事務所
行政書士 山本康典 営業／平日 9:30～17:30

TEL.019-613-3536
TEL.020-0022 盛岡市大通3丁目6-12 開運橋センタービル3階

相続・遺産分割協議書作成／車庫証明・名義変更
自賠責保険への被害者請求手続（自賠法第16条に基づく請求手続）
補助金申請／産廃収集運搬許可申請

希望される方にはご自宅やお近くの施設等にお伺いすることも可能です！
また、時間外でも事前予約にて承ります！

日本行政書士会連合会登録番号 第25033832号 岩手県行政書士会会員番号 第1432号

広告

古くても！ 動かなくても！ どんなお車でも原則 3万円以上で買取します!!

※抹消手続きなど諸経費は一切かかりません。保管状況等によって買取できない場合もあります。

県内引取・見積等すべて無料!
TEL.090-9745-2336

盛岡店 TEL:019-601-3070
〒020-0855 岩手県盛岡市上鹿妻田貝7-2
滝沢店
〒020-0731 岩手県滝沢市篠木明法127-2
岩手県公安委員会許可 古物商許可番号: 第21117000454号